

人事労務レポート

今回のテーマ

特定求職者雇用開発助成金

<平成19年10月支給額の変更>

発行元：社会保険労務士 山口事務所
〒181-0013 東京都三鷹市下連雀3-27-1
三協ビル3F
TEL：0422-49-7340 FAX：0422-49-7381
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
URL：http://www.ys-office.co.jp

平成19年10月1日以降の雇い入れから、特定求職者雇用開発助成金の支給額が変更されます。

今回は、高齢者、障害者等の就職が困難とされる方を雇用した場合に支給される本助成金について、支給要件、申請の流れ等をあらためて確認し、支給額の変更点をお伝えしたいと思います。

1. 助成金の概要

高齢者や障害者、母子家庭の母等、就職が困難とされる求職者をハローワークまたは有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇い入れた事業主に対して支給される助成金です。

自社ホームページやリクナビ等の求人媒体を通じて雇い入れた人は対象となりません。また、ハローワークのインターネットサービスを通じて採用した人も対象外です。実際にハローワークの相談窓口で紹介を受けた人が本助成金の対象となります。

2. 助成金対象者の要件

下記の高齢者や障害者等をハローワーク経由で雇い入れることが必要です。

【高齢者、障害者等】

- ・60歳以上の方
- ・身体障害者
- ・知的障害者
- ・精神障害者
- ・母子家庭の母、等

【重度障害者等】

- ・重度身体障害者
- ・身体障害者のうち45歳以上の人
- ・重度知的障害者
- ・知的障害者のうち45歳以上の人、等

<このような場合、助成金は支給されません。>

雇い入れ以前(過去3年間)に対象労働者がアルバイトや派遣、請負等で勤務したことがある。

採用後の労働条件が紹介時点と異なり、それについて本人より申し出があった。

助成金の支給対象期間中(雇い入れから約1年間)に対象労働者を会社都合で辞めさせた。

3. 助成金額は？

平成19年10月1日以降に雇い入れた人から、本助成金の支給額が変更となります。今までは前年度の平均賃金をもとに計算をしていましたが、今後は定額制となります。金額自体は増額されたといえます。

<現行：平成19年9月までの雇い入れ>

	高齢者 障害者等	重度障害者等
支給額	平均賃金の 約1/3	平均賃金の 約1/2



<変更後：平成19年10月以降の雇い入れ>

	高齢者 障害者等	重度障害者等
支給額	60万円 (助成期間1年)	120万円 (助成期間1年半)

*金額はいずれも中小企業に対する助成額。
短時間労働者は除く。

助成期間1年の場合

半年ずつ2回に分けて申請(30万×2)

助成期間1年半の場合

半年ずつ3回に分けて申請(40万×3)

4. 申請までの流れ(助成期間1年の場合)

ハローワークで求職申込・仕事紹介(本人)

面接、採用決定

雇用保険加入

第1回目支給申請 30万円(より約半年後)

第2回目支給申請 30万円(より約1年後)

特定求職者雇用開発助成金について、ご不明な点がありましたら、山口事務所までお問い合わせください。

今月の主な労務・税務の手続き

- ・算定届にもとづく社会保険料の改定(9月分～)
- ・厚生年金保険料率の変更(9月分～)

コラム

今年6月の講義に引き続き、12月に三鷹ネットワーク大学ベンチャーカレッジで講義を行います。テーマは「人を雇うということは？雇用管理の実際」です。起業を志す人を対象に採用から退職までの一連の流れ・注意点を事例を交えながら解説します。前は20歳の女子大生から定年後独立を目指すという方までいろんな人が参加していました。今回はどんな方に会えるのか、今からとても楽しみです。